令和６年度

事　業　計　画　書

法人名	社会福祉法人　**栃木老人ホーム**
施設名	養護老人ホーム　**あずさの里**

令和６年度法人施設経営の基本方針

Ⅰ．経営の基本方針

超高齢社会が急速に進展する中で、生活困窮・認知症・障がい（身体・知的・精神）・虐待・ＤＶ・触法など、多様な生活課題を抱える高齢者が増加しており、養護老人ホームは、支援を必要とする高齢者の最後の砦としてのセーフティーネットの役割を果たしている。

しかしながら、地方自治体の厳しい財政状況の下、いわゆる行政の「措置控え」が全国的に進行し、栃木老人ホームにおいても、入所者数が定員１００名のところ、令和元年６月末には６８名まで落ち込むなど、養護老人ホームとしての存続が危惧される状況にあった。

そのような中で、栃木老人ホームにおいては、栃木市のみならず県内の高齢福祉担当や地域包括支援センターとの連携強化に努めるとともに、令和元年１０月に構築した契約入所制度を積極的に活用することにより入所者の確保に努める。

一方、長年の懸案であった老朽化した施設の建替えについては、令和５年１１月１０日、佐藤・保坂・栃木アンカー特定建設工事共同企業体と栃木老人ホーム“いぶきの里”新築工事の工事請負契約を締結し、令和６年１２月末の完成を予定している。

今後、新施設において新たに実施する地域密着型特別養護老人ホームをはじめ様々な開設準備を進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症クラスターの教訓を生かし、二度とクラスターを起こさないよう感染対策の徹底を図り、「安全、安心、快適な生活」と「自立支援、生きがいづくり」を目標に掲げ、次の事項の実践を通して、歴史ある栃木老人ホームの健全な発展と長期的な経営の安定化に努める。

(1)　利用者が、安心して、楽しく、生きがいを持って、尊厳のある生活を送っていただくよう、適時適切な生活支援と自立に向けた支援に努める。
(2)　介護が必要な人に、的確に介護サービスが提供できるよう、介護支援計画づくりに努める。
(3)　利用者の安全確保のため、生活環境の点検や消防計画に基づく安全点検、消防訓練等を引き続き実施し、施設の安全確保に努める。
(4)　介護人材が不足している中、適切な人材を確保するとともに、職場内外の研修の充実や資格取得の奨励により、専門性豊かな人材育成に努める。
(5)　地域福祉の拠点施設として、地域住民との交流事業や、ボランティア団体の慰問等を積極的に受け入れ、地域との共存性の向上に努める。
(6)　入所者の確保のために、関係自治体への要望活動、地域包括支援センターとの連携の強化、契約入所制度の周知等に努める。

Ⅱ. 利用者処遇

養護老人ホーム利用者の安全と満足を提供するため、利用者の意向をとりいれた年間処遇計画の下、四季折々の行事を計画的に実施し、利用者の生きがいづくりや楽しみの時間を積極的に提供するとともに、人権やプライバシーを尊重しながら、温もりの感じられる家庭的な雰囲気で施設生活が送れるような支援に努める。

さらに、介護保険サービスの適切な活用を図るため、介護サービス担当者会議を適宜開催し、介護度に応じたケアプランによる適正な介護サービスの提供にも努める。

1 処遇について

(1) 利用者の処遇計画(パッケージプラン)、介護保険サービスの介護計画作成にあたっては、個々人の生活実態、健康状態、意思確認等を面接、調査及びケア会議を実施し、利用者一人ひとりにあった適正な処遇に努める。

(2) 利用者と家族との懇談会を開催し、利用者の健康状態や生活状況、また、施設の現状を報告しながら協力を仰ぐとともに、利用者と家族、職員との情報の共有を図り処遇の向上に努める。

(3) 利用者の生活の満足度を高めるため「移動販売による買い物」「職員による買い物代行」の他、施設内の行事として「カラオケ大会」「春と秋の散策会」や「体育祭」等を実施して、残存機能の維持活性化に努め利用者の自立化に向けた支援に努める。

(4) 利用者の安全、安心を確保するため、施設長以下の多職種で構成する「安全対策委員会」「感染症対策委員会」「虐待防止対策委員会」「身体的拘束等適正化委員会」を定期的に開催して、健康的かつ事故や虐待のない居心地よい生活の提供に努める。

(5) 利用者の相談、苦情への対応については、相談担当職員の研修等への積極的な参加を奨励して資質の向上を図ることにより、利用者の不平不満の解消に努める。

2 介護保険の活用について

(1) 介護保険サービス利用者については、介護保険サービスの適切な活用を図り、介護サービス担当者会議等の結果を踏まえたケアプランに基づき、利用者の身体介護、生活援助等の適正な訪問介護サービスによる快適な生活の提供に努める。

3 給食について

(1) 厚生労働省が定める基準を踏まえ、1日の栄養摂取量の目安を 1,600kcal とし、栄養のバランスを考慮した献立を作成し健康管理に努める。

(2) 利用者の楽しみである食事については、四季折々の行事食、あずさ御膳の他、利用者の好みで選べる選択食、日本各地の郷土料理を味わえるご当地メニュー、要望の多いおやつを提供するおやつデーを取り入れて変化に富んだ食事の提供に努める。
(3) 疾病がある利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供に努める他、嚥下や飲み込みに障がいがある利用者にはペースト食で提供をする等、体重管理をしながらその人の状態に合わせた食事形態での提供に努める。
(4) 利用者の嗜好調査や残飯調査等を行い、嗜好の把握に努め献立に工夫をし、喜ばれる食事の提供に努める。
(5) 厨房、食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒等の防止に努める。

4 健康管理及び保健衛生について

(1) 常に利用者の脈拍、呼吸、体温、血圧等のバイタルサインの正確な観察と測定に努め、看護師の専門的知識を活かし、緊急時の的確な対応に努める。
(2) 週１回の嘱託医による往診や必要時の往診を含め、疾病の早期発見と早期治療に努める。
(3) 施設内での感染予防対策については、利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないように努める。また、「感染症対策委員会」及び「感染症対策訓練」を定期的に開催して、感染症の予防と発生時の対応についても万全を期す。
(4) 定期健康診断を年２回、レントゲン検診、予防接種等（新型コロナワクチン、インフルエンザ）を行う。また、体重、血圧測定等を定期的に行い、健康状態の把握に努める。
(5) 利用者の罹患の状態に応じて、嘱託医の指示のもと、総合病院等を受診し、早期治癒に努める。

5 教養娯楽について

(1) 「健康で楽しい豊かな生活を過ごす」をモットーに、誰もが気軽に参加できる各種サークル活動を取り入れ、利用者の心身の健康増進と利用者間の親睦に努める。
(2) 恒例の楽器レッスン会(毎月１回)、喫茶コーナー(年９回)、移動販売車による買い物（隔週１回）、買い物代行サービス（月１回）書き方教室、囲碁将棋クラブ（毎月１回）ゴルフ大会(年６回)、輪投げ大会(年６回)、カラオケ大会(適時)等を開催するよう努める。
(3) 利用者の健康を保つため、心のケアを中心とした傾聴ボランティアを受け入れ、穏やかな生活が出来るよう努める。

6 地域交流事業について

(1) 創立記念行事の地域交流お花見会、納涼祭、体育祭等、各種行事については、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極めながら、地域の高齢者やボランティアの参加を呼びかけ、利用者の自立と社会参加意識の高揚に努める。

7 防火安全対策について

(1) 消防計画、風水害等対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけではなく非常災害発生時には、利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに適切に事業を継続する。
(2) 消防署員の指導のもとに消火訓練、消防訓練(夜間消防訓練)を実施する。
(3) いつ発生するか予測ができない地震等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施する。
(4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施する。
(5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとする。
(6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努める。
(7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及び利用者の体制づくりを定期的に実施する。

8 職員研修について

(1) 養護事業、特定施設入居者生活介護事業及び訪問介護事業等の各種事業に的確に対処できる体制づくりの構築を図るため、職員に求められる基本的な資質能力を修得し、担当業務や立場・役割に応じた職務遂行能力を身につけさせる。新任職員には基礎や基本の修得、中堅職員には自律的に問題解決できる能力、指導的職員にはリーダーとしてチームをまとめ職員を指導できる能力に関わる各種研修などに積極的に参加させる。

また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や支援・介護技術を職員全体の資質の向上に努める。特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み職員の意識の向上に努める。

令和６年度行事計画書

月	行　　事	行　事　食	役　員　会	保　健　衛　生	そ　の　他　の　行　事　等
４月	お花見会	あずさ御膳（毎月一日） ご当地メニュー　おやつデー	理事会		・社会福祉業務指導監査 ・特定施設入所者生活介護 訪問介護指導監査 ・リーダー会議（毎月） ・感染症、安全、虐待防止対策 ・身体的拘束適正化委員会（年４回以上） ・介護力向上研修（随時） ・ケア会議（随時） ・介護サービス担当者会議（随時） ・誕生会（毎月）ご当地メニューにて ・利用者との懇談会（毎月） ・楽器レッスン（毎月） ・ラジオ体操（週５回） ・お楽しみカラオケ会　（随時） ・囲碁将棋クラブ（毎月） ・書道教室（毎月） ・ゴルフ大会（年６回） ・輪投げ大会（年６回） ・移動販売車による買い物（毎週火曜日金曜日） ・買い物代行サービス（月1回） ・嘱託医の診察（毎週月曜日） ・血圧測定（毎日） ・体重測定（月１回） ・協力病院の受診（随時） ・消防防災機器点検（毎月） ・お楽しみパン販売（毎月） ・利用者に向けた生活習慣についての研修（随時） ・傾聴ボランティア（月１回） ・おやつデー（月1回）
５月	春の散策会	選択食　端午の節句メニュー おやつデー　喫茶コーナー	監査会		
６月	消防訓練	ご当地メニュー　おやつデー 喫茶コーナー	理事会・評議員会	新型コロナワクチン接種	
７月	お盆迎え 創設者「平岩幸吉氏」墓参	選択食　おはぎ食　おやつデー 喫茶コーナー　七夕メニュー		細菌（赤痢等）検査	
８月	七夕まつり 納涼祭	ご当地メニュー　七夕メニュー　おはぎ食 納涼祭メニュー　山の日メニュー　おやつデー		定期健康診断 胸部レントゲン検診	
９月	慰霊祭　墓参 敬老の日式典及び敬老会	選択食　防災非常食メニュー 十五夜メニュー　おはぎ食 おやつデー　喫茶コーナー	理事会		
１０月	体育祭 秋の散策会	ご当地メニュー　おやつデー 喫茶コーナー			
１１月	家族懇談会及び交流会 非常災害対策訓練	選択食　おやつデー 喫茶コーナー　おやつデー		インフルエンザ予防接種	
１２月	クリスマス会 消防訓練	ご当地メニュー　冬至メニュー　おやつデー クリスマスメニュー年越しソバ　喫茶コーナー		新型コロナワクチン接種 定期健康診断	
１月	新年会	選択食　おせち料理　小正月メニュー 七草かゆ　おやつデー			
２月	節分豆まき	ご当地メニュー　節分メニュー おやつデー　喫茶コーナー	理事会・評議員会		
３月	ひな祭り 墓参	選択食　ひな祭りメニュー おはぎ食 おやつデー　喫茶コーナー	理事会		
備考	・**栃木老人ホーム“いぶきの里”開設（R7.3）** ・感染予防対策をしながら施設内行事を実施する				

令和６年度

事　業　計　画　書

法人名	社会福祉法人　　**栃木老人ホーム**
施設名	特別養護老人ホーム　**いぶきの里**

1　施設運営方針について

創業の精神や社会福祉法人の責務及び基本目標に基づくとともに、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供し、地域に根差した、小規模でより家庭的な雰囲気を持つ地域密着型特別養護老人ホームとしての特性を活かした施設運営に努めます。

方針①　専任スタッフと少人数のご利用者で各ユニットを構成し、家庭と同様穏やかな環境を創出します。

集団ケアではなく、個別ケアを目指す中で、ユニットごとに画一的ではなく、担当職員によっても異なる雰囲気が生まれ、相互が密接に影響しあう環境をつくります。

方針②　ご利用者一人ひとりに寄り添った、食事や入浴、排せつなど、きめ細やかなサービスを、ご利用者ファーストで提供します。

ご利用者の日々の生活を観察し、定期的にご家族に報告するとともに、ご家族の意見や意向に耳を傾け、最適な介護を実施します。

方針③　プライバシーを確保するとともに、虐待や身体拘束をなくし、人としての尊厳を守ります。

ご利用者本人が慣れ親しんだものや大切なものを持ち込めて、自宅に居たときに近い状況の自分の居場所を提供することにより、自分らしく充実した日々を送れる環境をつくります。

方針④　日常生活にレクリエーションやリハビリ体操を取り入れることで、体を動かす機会を提供し、日常生活動作の維持向上を図ります。

ADL（日常生活動作）の維持などを目的に、健康で生きがいを持ちながら生活することにより、暮らしを継続していけるようサポートをします。

方針⑤　嘱託医との連携のもと、経管栄養、尿管カテーテルなど、ご利用者の健康状態に応じた医療的ケアやターミナルケアを行います。

終末においても在宅の時と同じように、地域との関わりを持ちながら生活できる、終の棲家としての役割を担います。

2　ご利用者の処遇について

自立したその人らしい暮らしを支援するために、生活の匂いのする空間をつくります。

このことを実現するためには、ご利用者一人ひとりにその人らしく生きるという能力を発揮していただく必要があり、その能力はくつろげる環境のもとで、個人としての尊厳を損なわれることなく、生活の様々な場面において出番や役割があるという条件の中で引き出されます。

施設ゆえの団体生活で、ご利用者を不当に規制することなく、その人らしい生活を尊重した支援をします。

また、自立した生活を継続するためには、健康・安全・安心とプライバシーの保護が必要であることを認識し、介護と看護がともに連携をとり、質の高いサービスを提供していきます。

3　健康管理及び保健衛生について

ご利用者の健康を効果的に管理し、安心して生活が送れるよう支援します。

また、疾病の早期発見・早期対応を行うために、嘱託医・医療機関との連携を密に行い、医療・福祉の一元的なサービスの提供に努めます。

(1)　日常の健康管理

ご利用者の健康状態を把握し、嘱託医及び協力医療機関への連絡、スタッフ間の連携を図り、柔軟な対応で健康管理に努めます。

また、体重及び血圧測定等を定期的に行い、ご利用者の健康状態の把握に努めます。

(2)　医師の診察及び通院

週１回以上の嘱託医の往診により、ご利用者の診察を行います。

また、必要に応じて眼科、皮膚科、精神科、歯科等への通院も行います。

(3)　定期健康診断の実施

すべてのご利用者に、レントゲン検診を含む定期健康診断や予防接種等（新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン）を行います。

(4)　感染症の対策

ご利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないように努めます。

また、マニュアルを作成し、感染症対策委員会を定期的に開催して、感染症の予防と発生時の対応についても万全を期します。

(5)　夜間緊急対応

夜間、看護師のコール体制、緊急時のマニュアルの手順により、ご利用者の容体急変に対応します。

また、必要に応じて、配置医師による夜間の往診を行います。

(6)　職員の健康管理

年１回（宿直及び夜勤をする介護職員は６か月に１回）の職員健康診断を実施するとともに、日々職員の健康管理に努めます。

また、腰痛に関しては、問診及び検査も行います。

4　食事・栄養管理について

厚生労働省が定める基準を踏まえ、１日の栄養摂取量の目安を 1,500～1,600kcal とし、栄養バランスを考慮した献立により健康管理に努めます。

食事をひとつの楽しみにしていただくために、ご利用者の嗜好調査等を行うことにより嗜好の把握に努め、また、四季折々の行事食や郷土料理を味わえ

るご当地メニュー等も取り入れるなど、変化に富んだ献立を作成します。

また、疾病のあるご利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供に行うほか、体重管理をしながら、その人の状態に合わせた食事形態での提供を実施します。

また、厨房食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒等の防止に努めます。

5 地域交流事業及び余暇活動・行事について

季節感を味わっていただくために、季節の行事を実施するとともに、趣味の活動やサークル活動の充実を図り、ご利用者の心身の健康増進とご利用者間の親睦に努め、健康で楽しく豊かな生活を送れるように努めます。

また、地域交流お花見会、納涼祭、運動会等各種行事については、感染症の発生状況を見極めながら、地域の高齢者やボランティアの参加を呼びかけ、ご利用者の自立と社会参加の意識の高揚に努めます。

6 防災安全対策について

(1) 消防計画、風水害対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけではなく、非常災害発生時には、ご利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに、適切に事業を継続します。
(2) 消防署員の指導のもとに、消火訓練、消防訓練（夜間消防訓練）を実施します。
(3) いつ発生するか予測できない地震等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施します。
(4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施します。
(5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとします。
(6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努めます。
(7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及びご利用者の体制づくりを定期的に実施します。

7 苦情・相談窓口について

ご利用者やご家族からの相談にはその都度対応し、ご利用者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、日常の相談とは別に、特に、ご要望・苦情に関しての意見箱を設置した窓口を設け、サービスの向上と改善を図ります。

8 会議・委員会・研修等について

より良いサービスを提供していくために、会議・委員会・研修等を充実させ

ていきます。

また、職員一人ひとりの職員の資質向上を図り、責任をもって職務に従事できるよう、各種研修会への参加を推進します。

(1)　会議

ケア会議、サービス担当者会議、リーダー会議、入居検討会議等

(2)　委員会

安全対策委員会、身体的拘束等適正化委員会、感染症対策委員会、虐待防止対策委員会、褥瘡対策委員会等

(3)　研修等

介護福祉施設の職員として、一人ひとりが責任をもって職務に従事できるよう、職場内での研修や、栃木県社会福祉協議会、栃木県老人福祉施設協議会など、外部機関が実施する研修に参加し、職員のレベルアップを図ります。

また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や支援・介護技術が職員全体の資質向上になるように努めます。

特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み、職員の意識の向上を図ります。

9　入居について

令和７年３月１日から、入居を開始いたします。

入居申込みをされた方で、入居検討会議（委員会）により承認を受けた方が順次入居となりますが、施設内環境の安定、平安を図るため、入居は１日２人位を目安とします。

(1)　ご本人やご家族をお迎えします。

(2)　居室へご案内します。

(3)　居室での整理等終了後、入居手続きを行います。

３月の行事は、ひな祭り及びお彼岸を、また、行事食は、ひな祭りメニュー及びおはぎの提供を予定いたします。